相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東小岩四丁目三四一七番地、最後の住所不明

被相続人　亡　儀村　ヒサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市伊豆島一三八二番地、最後の住所千葉県木更津市伊豆島八六三番地

被相続人　亡　石井　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市宮関一丁目三番、最後の住所新潟県長岡市宮関四丁目九番二七号

被相続人　亡　柴　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

事務所新潟県長岡市弓町二丁目四番二九号

駅東ビル二階

相続財産管理人　弁護士　佐藤　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区小新三丁目九番、最後の住所新潟市西区ときめき西三丁目一〇番地四　グレース参番館一〇二号

被相続人　亡　池田　和代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

事務所　静岡県島田市阪本一三二三番地の一四　司法書士法人みらいふ

相続財産管理人　小寺　敬二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県下呂市金山町卯野原一二七〇番地、最後の住所愛知県名古屋市南区立脇町五丁目三三番地ほっと家

被相続人　亡　河尻　定雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル三階弁護士法人菅沼・松井・三宅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅沼　勝己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区小松原北町一二三番地、最後の住所京都市左京区一乗寺河原田町二〇番地四

被相続人　亡　深見　義行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

京都市中京区河原町二条南西角　河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊山　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県邑久郡長船町土師八三三番地、最後の住所不明、登記記録上の住所備前市鶴海三八四番地

被相続人　亡　横山　貞江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

事務所岡山市北区番町一丁目八番二八号

相続財産管理人　弁護士　河原　昭文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市久井町羽倉五番地、最後の住所広島県尾道市平原一丁目一〇番三〇号特別養護老人ホームひらはらの郷

被相続人　亡　中山　高一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

広島県福山市西深津町五丁目二番一〇号

相続財産管理人　村上　重徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市佐古六番町佐一一の一九番地、最後の住所徳島県徳島市佐古六番町七番九号

被相続人　亡　米澤　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

事務所　徳島県徳島市東出来島町三五番地

相続財産管理人　司法書士　片山　朝生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市港町二丁目甲四〇五三番地二、最後の住所香川県高松市観光通一丁目三番地四　レアーレ瓦町六〇五

被相続人　亡　大谷　一良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

高松市磨屋町六番地五　のぞみビル

のぞみ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　兼光　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像郡勝浦村一〇六五番地、最後の住所不明

被相続人　亡　中野　エン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

福岡市中央区大名二丁目八番一八号天神パークビル六階　吉原淳治法律事務所

相続財産管理人　吉原　淳治

第17期決算公告

平成28年5月24日　札幌市中央区北2条東12丁目98番地42

ジェコス北海道株式会社

代表取締役社長　千葉　繁雄

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,015,482	流動負債	512,874
		（うち賞与引当金）	(7,240)
固定資産	803,756	固定負債	274,127
有形固定資産	788,516	（うち役員退職慰労引当金）	(16,802)
無形固定資産	1,072	株主資本	738,404
投資その他の資産	14,167	資本金	10,000
		資本剰余金	728,404
		利益準備金	3,300
		その他利益剰余金	725,104
		（うち当期純利益）	(108,141)
		評価・換算差額等	293,833
資産合計	1,819,239	負債・純資産合計	1,819,239